

第Ⅱ章

被害防止対策の推進体制

1 各段階における役割と推進体制

野生鳥獣による農作物の被害防止対策に向け、都道府県、市町村および地域・集落のそれぞれが、果たすべき役割と対策の推進体制について以下に示す。

(1) 都道府県の役割と推進体制

1) 役割

被害防止対策に関して、都道府県が果たす役割として、次の点が挙げられる。

- 特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理、生息環境の管理などを進める。
- 市町村に対して、技術や財政面の支援を行う。
- 地域住民に対して、対策技術や情報を提供し、対策指導を行う。
- 新たな被害防止技術を研究・開発する。
- 技術指導者を育成する。

2) 推進体制

都道府県が鳥獣害対策を推進する際には、環境、農業、林業部局など都道府県内部の組織が横断的に連携する必要がある。また、国、市町村、農業関係団体、試験研究機関、大学、狩猟者団体などとの連携も必要となる。現在、各都道府県で取り組まれている推進体制の代表的な例として次のようなものがある。

- 普及指導センターを中心に、既存組織が得意分野の業務を分担して、それぞれが連携しながら鳥獣害対策に取り組む体制：滋賀県、奈良県など（図2.1）
- 野生鳥獣管理のための拠点となる組織を設け、それを中心に鳥獣害対策に取り組む体制：北海道、兵庫県、島根県など（図2.2）
- 鳥獣害対策の専門員を配置し、その指導や助言のもとに鳥獣害対策に取り組む体制：神奈川県、長崎県、鳥取県など（図2.3）

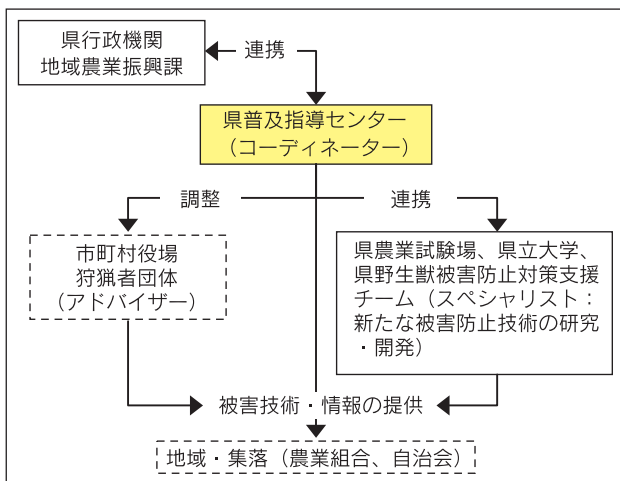


図2.1 普及指導センターを中心とした鳥獣害対策の取組体制：滋賀県の事例

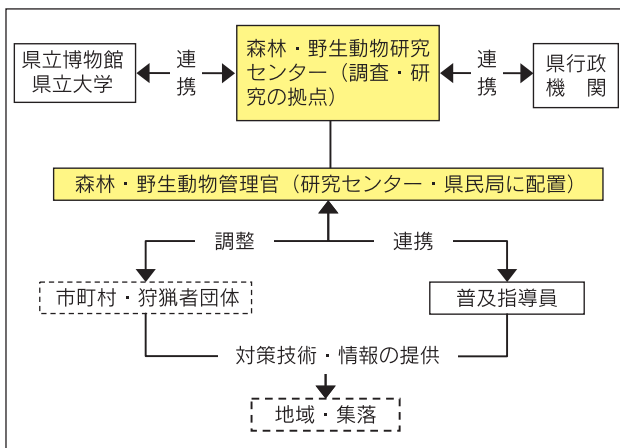


図2.2 森林・野性動物研究センターと管理官を中心とした鳥獣害対策の取組体制：兵庫県事例

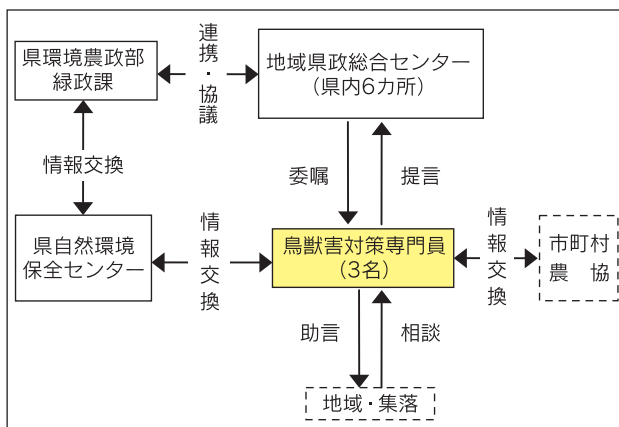


図2.3 鳥獣害対策専門員と地域県政総合センターが中心となった鳥獣害対策の取組体制：神奈川県事例

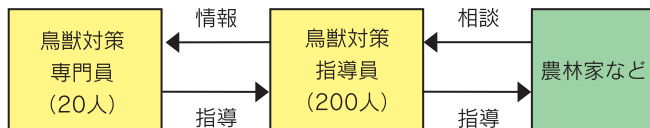
3) 人材育成

各地域で被害防止対策を適切に実施するには、加害獣の生態や被害防止対策に関する知識を有し、被害実態の把握や対策に向けた計画などを企画・実施できる技術指導者が必要となる。

技術指導者は、被害防止対策の正確な知識の普及や現地における技術の定着化を図る役割を担い、その対象者としては、都道府県の普及指導員や各地方機関の担当者、試験研究機関の研究員、JA営農指導員等が期待される。以下に、技術指導者育成の実例（島根県と佐賀県）を示した。

鳥根県における鳥獣対策指導員・専門員の育成

- 技術指導者として、「鳥獣対策指導員」、「鳥獣対策専門員」の登録を行っている。
- 「鳥獣対策専門員」は、県の地方機関単位で登録され、鳥獣対策指導員への指導を行う。また、指導員と試験研究機関とのパイプ役などを担う。県農林振興センターなどの鳥獣担当者、農林業の普及指導を行う職員を中心に20名が登録されている。
- 「鳥獣対策指導員」は、各市町村単位で登録され、農林家などからの被害の相談への対応や被害防止対策の指導、施設の管理指導などを行う。市町村役場職員、農業協同組合職員および森林組合職員などを中心に、およそ200人が登録されている。



佐賀県における鳥獣対策指導員の育成と位置づけ

佐賀県では鳥獣害対策の専門的知識を有する技術員の指導・支援のもと、普及指導員など300名を技術指導者として育成し、被害防止対策に対応する体制づくりが進められている。

専門技術員を確保

指導・支援

技術指導者の育成

○県職員1名

○鳥獣害対策の先進県や国の試験研究機関において、技術や知識を習得。

○対象者：市町村、農業協同組合、農業共済組合及び県普及指導センター、農林事務所の関係職員（合計300名）。
○育成研修：1日の研修（座学と現地研修）。

(2) 市町村の役割と推進体制

1) 市町村の役割

被害防止対策に関する市町村の果たすべき役割として、次の点が挙げられる。

- 農作物に対する被害情報の収集や整理を担う。
- 都道府県や関係機関と連携して、被害防止対策の情報や技術を地域住民へ提供する。また、集落が一体となった取組の指導を行う。
- 防護柵などハード面の対策について、財政的な支援を行う。
- 有害鳥獣捕獲の許認可、あるいは狩猟者団体への委託など、捕獲対策や里山などの保全対策を進める。

2) 市町村の推進体制

市町村では、環境、農業、林業などの担当部局が連携して、県や農業関係団体、狩猟者団体、集落の代表者などと協力体制を構築し、対策に取り組む必要がある。以下に、農業部局と環境部局が共同して、関係機関（県、大学、民間団体など）と鳥獣害対策を進めている仙台市の取組体制の事例（図2.4）と、島根県美郷町の猟友会を主体とした体制から、農家も参画する体制への見直しを行った駆除体制班の事例を示す（図2.5）。

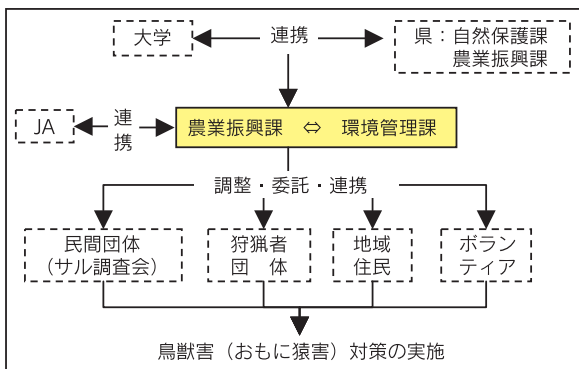


図2.4 仙台市（黄）における鳥獣害対策の取組体制の概要

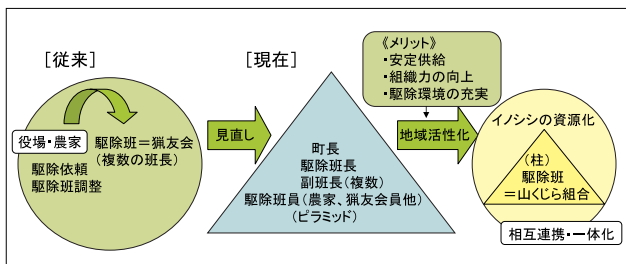


図2.5 島根県美郷町における駆除体制の概要

(3) 地域・集落の役割と推進体制

1) 地域・集落の役割

被害防止対策に関する地域・集落が果たすべき役割としては、次の点が挙げられる。

- 地域・集落の住民は、被害を受ける当事者である。そこで効果的な対策を進めるためには、正確な被害情報などを市町村などへ報告することが重要である。
- また、地域・集落の住民は、市町村や普及指導員等による指導の下、被害防止対策（集落環境の整備、防護柵の設置、追い払い等）のための自衛体制をつくり主体的に対策にあたることが期待される。

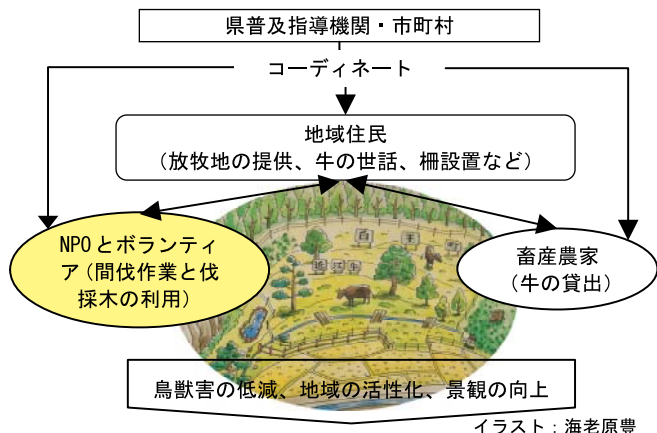
2) 地域・集落の推進体制

地域における被害防止対策の望ましい推進体制は、地域を一つの単位として対策に取り組むことが最も効果的である。また、被害の状況や加害獣の行動域に対応した地域全体（一つの集落の範囲に限らない）の取組体制をとることも必要となる。

3) 地域内外のNPO、ボランティアなどを加えた推進体制

鳥獣害対策の問題に直面している地域の多くは、過疎化や住民の高齢化のため、被害防止対策に取り組む意欲や知識はあっても、人手が不足していることが多い。そのような場合、地域内外からNPOやボランティアの協力を得て、対策を進める方法もある。

- ◆地域住民とNPOなどの共同作業で被害防除対策を推進する体制（滋賀県近江八幡市白王町の里山再生プロジェクトの事例）



■ 東京都あきる野市における都市住民との連携による未収穫果実の除去

東京都あきる野市では、サルを集落等へ誘引する要因となっていたユズの未収穫果実について、H16年からオーナー制度を導入し、都市住民（ボランティア等）の協力を得ながら、収穫、加工を実施することにより、鳥獣害対策に資するとともに、ユズの産地が復活した。



放置されたユズの木



もぎ取り風景



ユズ加工